

臨時株主総会及び 普通株主様による 種類株主総会 招集ご通知

開催場所

東京都八王子市明神町3丁目19-2
東京都立多摩産業交流センター
東京たま未来メッセ

開催日時

2025年11月28日(金曜日) 午前10時
受付開始時間: 午前9時

決議事項

(臨時株主総会)

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による普通株式
及びA種種類株式発行の件
- 第3号議案 当社とAIB株式会社*との
株式交換契約承認の件

(普通株主様による種類株主総会)

- 議 案 当社とAIB株式会社*との
株式交換契約承認の件

*ARCHION(アーチオン)株式会社に商号変更予定



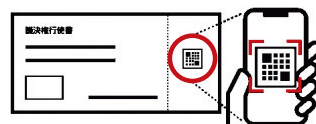
事前の議決権行使方法

インターネットまたは書面により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
詳細は3～4頁をご確認ください。

議決権行使期限

2025年11月27日(木曜日) 午後5時25分

スマートフォンで議決権行使を簡単に！



日野自動車株式会社

証券コード 7205

株主のみなさまへ

代表取締役社長 CEO
小木曾 聡



株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年6月10日付「当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る経営統合契約の締結に関するお知らせ」の適時開示にてお知らせいたしました、臨時株主総会を11月28日に開催いたします。

本臨時株主総会に付議する議案は、いずれも経営統合を行うために不可欠な案件であり、株主のみなさまのご承認をいただく必要がございます。本招集通知に各議案の内容を掲載しておりますが、ご理解の一助となるように、経営統合の意義やプロセス、新持株会社の概要および株式交換等について、要点を簡潔に整理した補足資料を同封いたしました。是非そちらもご高覧いただき、各議案の内容と合わせてご理解いただけますと幸いです。

現在、商用車業界は多くの社会課題や、中国など競合企業の台頭などへの対応が求められる、「大変革期」にあります。その対応には、CASEとも呼ばれる先進技術を実装する、技術力と投資が必要です。当社は

2026年4月に、三菱ふそうトラック・バス株式会社との経営統合を行い、2社の力を結集することで日本・アジアのリーディング企業となり、事業効率を高めて競争力を磨きつつ、地球環境に優しく安全なクルマを普及させて、社会における移動の価値を高めていくことを目指します。

経営統合後も、日野自動車という会社と日野ブランドは存続いたします。当社は、これからも「人、そして物の移動を支え、豊かで住みよい世界と未来に貢献する」という使命を果たしてまいります。更に、三菱ふそうトラック・バス株式会社と切磋琢磨することで企業価値を高め、経営統合のシナジーによる収益向上も図ります。これらの相乗効果により、業界水準以上の収益性達成を目指し、株主のみなさまの期待にお応えしてまいります。

今後とも、変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年11月13日

証券コード 7205
2025年11月13日
(電子提供措置の開始日 2025年11月 5日)

株 主 各 位

東京都日野市日野台3丁目1番地1
日野自動車株式会社
取締役社長 小 木 曾 聡

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
本臨時株主総会には、第3号議案「当社とAIB株式会社との株式交換契約承認の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきましては、会社法第322条第1項第11号に基づく決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催いたします。

本臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、下記ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.hino.co.jp/>)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（日野自動車）または証券コード（7205）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類等をご検討いただき、**2025年11月27日（木曜日）午後5時25分まで**（当社営業時間の終了時まで）に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2025年11月28日（金曜日）午前10時
- 2. 場 所 東京都八王子市明神町3丁目19-2
東京都立多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）

3. 目的事項
(臨時株主総会)

- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 第三者割当による普通株式及びA種種類株式発行の件
 - 第3号議案 当社とAIB株式会社*との株式交換契約承認の件

(普通株主様による種類株主総会)

- 決議事項
- 議 案 当社とAIB株式会社*との株式交換契約承認の件

*ARCHION（アーチオン）株式会社に商号変更予定

以 上

◎議決権の不統一行使をされる場合には、本臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の日の3日前（2025年11月24日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当該事項を掲載している上記各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。

◎本臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議事項の結果につきましては、当社ウェブサイトへ掲載させていただきます。

議決権行使のお手続きについてのご案内

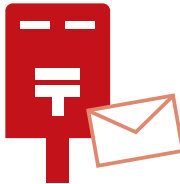


▶ 株主総会にご出席いただく場合

開催日時

2025年**11月28日**（金曜日）午前**10時**

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。



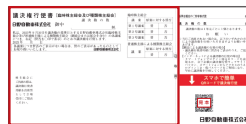
▶ 書面にてご行使いただく場合

行使期限

2025年**11月27日**（木曜日）午後**5時25分**到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

こちらを切り取って
ご返送ください。



機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

※議決権行使書において、議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

議決権行使書用紙のご記入方法

議 案	原案に対する賛否
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否
第3号議案	賛 否
普通株主様による種類株主総会	
議 案	原案に対する賛否
	賛 否

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

臨時株主総会 各議案・ 普通株主様による種類株主総会議案

■ 賛 成 の 場 合 ⇒ 「 賛 」 の 欄 に○印

■ 不 認 ず の 場 合 ⇒ 「 否 」 の 欄 に○印



▶ インターネットにて行使いただく場合

行使期限

2025年11月27日(木曜日) 午後5時25分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載された「ログインID」、および「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載の
QRコードを読み取ってください。



2

以降は、画面のご案内に従って賛否
をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの
登録商標です。

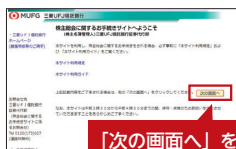
ログインID・仮パスワードを入力する方法

右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙
に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いた
だき、画面のご案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

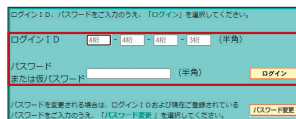
<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブ
サイトにアクセス
してください。



「次の画面へ」を
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された
「ログインID・仮パスワード」を
入力し、「ログイン」をクリック



3

以降は、画面のご案内に従って賛否
をご入力ください。

ログインIDおよび仮パスワードは、
同封の議決権行使書用紙の右下
に記載されています。



お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

午前9時～午後9時：通話料無料

事前のご質問受付およびライブ配信についてのご案内

株主の皆様からのご質問を事前にお受けいたします。また株主総会当日にご自宅等でも株主総会の様子をご覧いただけるようライブ配信を行います。併せてご利用ください。

【株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へのログイン方法】

- (1) 本招集ご通知同封の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』をご確認いただきご利用ください。
- (2) スマートフォン等によりQRコードを読み込むことで、ログインID・パスワードを省略してログインすることができます。
- (3) パソコン等をご利用される場合は、下記URLにアクセスいただき、ご案内右下に記載されているログインIDとパスワードを入力してください。その後、「利用規約に同意する」をチェックしていただき「ログイン」ボタンをクリックしていただくことでログインすることができます。

【株主総会オンラインサイトログインURL】

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<株主様認証画面（ログイン画面）>

<株主総会オンラインサイトご案内>

【本サイトご利用時のご留意事項】

- 本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2025年11月28日（金曜日）となります。
公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、サイト内にログインすることはできません。
- 本サイトの推奨環境は、以下URLに掲載する資料の末尾に記載しております。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。
→ <https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>
- 本サイトをご利用いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。
- ログインID・パスワードが不明な場合や失念またはロックされた場合は、次頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】へご連絡ください。
- 同封の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』を紛失された場合、次頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

事前のご質問および本株主総会ライブ配信のご視聴については、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログインのうえ、以下の手順で操作いただきますようお願いいたします。

事前質問
受付の
ご案内



株主総会の開催に先立って、本総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。

事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本総会にて取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

【受付期間】本招集ご通知到着時～2025年11月20日（木曜日）午後11時59分まで

【ご質問登録方法】

- ① ログイン後の画面で、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ② 「ご質問カテゴリ」を選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

ライブ配信の
ご案内



本株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、ライブ配信を行います。

なお、ライブ配信をご視聴の株主様からの当日のご質問はお受けいたしませんので事前質問をご活用くださいようお願いいたします。

【配信日時】2025年11月28日（金曜日）午前10時～本株主総会終了まで

【ご視聴方法】

- ① ログイン後の画面で、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

【ライブ配信視聴時のご留意事項】

- やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ウェブサイト等によりお知らせいたします。
- 当日の会場撮影は、ご来場株主様のプライバシーに配慮し、当社役職員の座席付近のみとしますが、やむを得ずご来場株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ライブ配信からのご視聴は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等のご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- SNSへの公開等、二次利用は固くお断りさせていただきます。
- ご使用の端末やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がありますので予めご了承ください。
- ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、ライブ配信では行うことはできません。
- 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットにてのご行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。

【本サイトに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-676-808（通話料無料）
（土日祝日等を除く平日 午前9時～午後5時、ただし、開催当日 午前9時～株主総会終了時）

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由
- A種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設するとともに、種類株式発行会社となることに伴う所要の変更を行うものであります。A種種類株式を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。
- なお、本件定款の一部変更の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件に生じるものといたします。

2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、14億株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、14億株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u> 普通株式 11億株 A種種類株式 3億株
(単元株式数および単元未満株式についての権利) 第6条 当社の1単元の株式数は100株とする。	(単元株式数および単元未満株式についての権利) 第6条 当社の1単元の株式数は、 <u>いずれの種類の株式についても100株とする。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
第7条～第10条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第2章の2 種類株式 (剰余金の配当) 第10条の2 当会社は、剰余金の配当を行なう場合には、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という）に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当金にその時点における取得比率（第10条の4第2項において定める。以下同じ）を乗じて得られる金額（1円未満の端数を切り捨てるものとする）を、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）と同順位で、金銭により支払う。 (残余財産の分配) 第10条の3 当会社は、残余財産の分配を行なう場合には、A種種類株主またはA種種類登録株式質権者に対し、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産にその時点における取得比率を乗じて得られる金額（1円未満の端数を切り捨てるものとする）を、普通株主または普通登録株式質権者と同順位で、金銭により分配する。 (普通株式を対価とする取得請求権) 第10条の4 A種種類株主は、当会社に対し、いつでも、当会社がA種種類株式を取得すると引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。A種種類株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の数は、A種種類株式1株につき、取得請求を行なった日における取得比率に相当する数とする。また、A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。 ② 取得比率は、1とする。ただし、以下に掲げる事由が発生した場合には、取得比率は、それぞれ以下の定めに従い調整されるものとする。 (a) 株式の分割または併合が行なわれた場合 当会社が普通株式につき株式の分割または併合を行なった場合における取得比率は、以下の算式により調整される。

現 行 定 款		変 更 案	
		$\frac{\text{調整後取得比率}}{\text{調整前取得比率}} = \frac{\text{株式分割・併合の効力発生直後の発行済普通株式の数}}{\text{株式分割・併合の効力発生直前の発行済普通株式の数}}$	
		調整後取得比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日とする。 (b) <u>普通株式の発行等が行なわれた場合</u> 当会社が、当会社の普通株式の時価を下回る払込金額をもって、普通株式を発行しまたは保有する当会社の普通株式を処分（株式無償割当てを含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換、会社分割もしくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。以下「普通株式の発行等」という）する場合における取得比率は、以下の算式により調整される。	
		$\frac{\text{調整後取得比率}}{\text{調整前取得比率}} = \frac{\text{普通株式の時価}}{\text{普通株式の発行等の後における発行済普通株式（自己株式を除く）の数}}$	
		$\frac{\text{調整後取得比率}}{\text{調整前取得比率}} = \frac{\text{普通株式の時価}}{\text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式1株当たりの払込金額} + \frac{\text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式の数の普通株式の時価}}{\text{普通株式の発行等により新たに交付された普通株式の数の普通株式の時価}}}$	

現 行 定 款	変 更 案
	本号において、「普通株式の時価」とは、(i) 当該普通株式の発行等の基準日（基準日がない場合は、普通株式の発行または処分についてはその払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）、無償割当てについてはその効力発生日とする。以下「調整基準日」という）において当会社の普通株式が上場している場合には、調整基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値に相当する金額（1円未満の端数については、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）をいうものとし、(ii) 調整基準日において当会社の普通株式が上場していない場合には、調整基準日において以下の算式により算出される当会社の1株当たり簿価純資産額（連結ベース）をいうものとする。 $ \begin{array}{c} \text{当会} \\ \text{社の} \\ \text{1株} \\ \text{当たり簿} \\ \text{価純} \\ \text{資産} \\ \text{額} \\ \text{(連} \\ \text{結} \\ \text{ベー} \\ \text{ス)} \end{array} = \frac{ \begin{array}{c} \text{最終} \\ \text{の連} \\ \text{結貸} \\ \text{借対} \\ \text{照表} \\ \text{に基} \\ \text{づく} \\ \text{純資} \\ \text{産額} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \text{剰余金の} \\ \text{配当また} \\ \text{は自己株} \\ \text{式の取得} \\ \text{により当} \\ \text{該連結貸} \\ \text{借対照表} \\ \text{の会計期} \\ \text{間の末日} \\ \text{経過後に} \\ \text{支払われ} \\ \text{た金銭の} \\ \text{額} \end{array} \right) + \frac{ \begin{array}{c} \text{新株式} \\ \text{申込証} \\ \text{拠金お} \\ \text{よび} \\ \text{自己株} \\ \text{式申込} \\ \text{証拠金} \end{array} + \frac{ \begin{array}{c} \text{少数株主} \\ \text{持分} \end{array} }{ \begin{array}{c} \text{新株} \\ \text{予約} \\ \text{権} \end{array} } \times \text{取得比率} }{ \begin{array}{c} \text{発行済普通株式} \\ \text{(自己株式を除} \\ \text{く)の数} \end{array} + \frac{ \begin{array}{c} \text{発行済A種} \\ \text{類株式} \\ \text{(自己株式を} \\ \text{除く)の数} \end{array} }{ \begin{array}{c} \text{発行済A種} \\ \text{類株式} \\ \text{(自己株式を} \\ \text{除く)の数} \end{array} } \times \text{取得比率} } $ なお、調整後取得比率の適用開始日は、調整基準日の翌日とする。

現 行 定 款	変 更 案
	(c) <u>上記(a)または(b)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式交付による株式の発行または処分、新株予約権の発行または無償割当てその他上記(a)および(b)に類する事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合には、その後の取得比率は、合理的に調整される。</u> (d) <u>上記(a)または(b)で使用する「調整前取得比率」は、調整後取得比率を適用する直前において有効な取得比率とする。</u> <u>(議決権)</u> 第10条の5 <u>A種種類株主は、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(種類株主総会)</u> 第10条の6 <u>当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令において要求される場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> ② <u>第10条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u> ③ <u>臨時株主総会と同日に開催される種類株主総会において権利を行使することができる株主は、当該臨時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するために定めた基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</u> ④ <u>第11条ないし第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>(株式の併合および分割、募集株式等の割当て等)</u> 第10条の7 <u>当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合または分割を行なわない。当会社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行なわない。</u> <u>(譲渡制限)</u> 第10条の8 <u>当会社のA種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u> 第11条～第34条（条文省略） 第11条～第34条（現行どおり）

会社法第199条の規定に基づき、以下に記載の要領にて、第三者割当の方法により、当社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資（普通株式分）」といいます。）及び当社のA種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資（種類株式分）」といい、本第三者割当増資（普通株式分）と合わせて「本第三者割当増資」と総称します。）を行う予定であります。下記「2. 募集の目的及び理由」において記載のとおり、当社といたしましては、本第三者割当増資の発行価額は会社法第199条第3項の特により有利な金額には該当しないものと判断しておりますが、慎重を期して株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、会社法上の特別決議によるご承認をお願いするものであります。

また、本議案に係る募集株式の発行は、希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第440条に定める株主の意思確認手続きとして、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る募集株式の発行は、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といいます。）間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の一環として、当社の親会社であるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」又は「割当予定先」といいます。）からの借入金の弁済のための資金として充当し、それによる当社の資本の強化及び自己資本比率の改善等の財務状況の改善によって本経営統合を円滑に進めることを目的として行われるものであります。

1. 募集の概要

(1) 普通株式

(1) 払 込 期 間	2026年3月27日から2026年9月26日まで 本経営統合の実行は2026年4月1日を予定しておりますが、本招集ご通知作成時点では本経営統合の実行時期を確定することができないため、本第三者割当増資に係る払込期間は、本経営統合の効力発生日として想定される時期を踏まえた期間としております。
(2) 発行新株式数	270,915,798株
(3) 発 行 価 額	1株につき448円 本第三者割当増資の発行価額決定に係る2025年6月10日付の取締役会決議日（以下「発行価額決定日」といいます。）の直前営業日までの3ヶ月間（2025年3月10日から2025年6月9日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の単純平均値（単位未満切り上げ）を発行価額としています。
(4) 調達資金の額	121,370,277,504円
(5) 増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額 60,685,138,752円（1株につき224円） 増加する資本準備金の額 60,685,138,752円（1株につき224円）
(6) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、割当予定先に全ての普通株式を割り当てます。
(7) そ の 他	当社と割当予定先との間で締結する株式引受契約書（以下「本株式引受契約」といいます。）において、本第三者割当増資の実施につきましては、本経営統合が実行されることが確実であると合理的に見込まれること及び金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、本議案に係る承認が得られること、第1号議案に係る定款変更が完了していること等が条件となっております。そのため、当該条件が充足されない場合、本第三者割当増資の一部又は全部が行われない可能性があります。

(2) A種種類株式

(1) 払 込 期 間	2026年3月27日から2026年9月26日まで 本経営統合の実行は2026年4月1日を予定しておりますが、本招集ご通知作成時点では本経営統合の実行時期を確定することができないため、本第三者割当増資に係る払込期間は、本経営統合の効力発生日として想定される時期を踏まえた期間としております。
(2) 発行新株式数	175,512,774株
(3) 発 行 価 額	1株につき448円
(4) 調達資金の額	78,629,722,752円
(5) 増加する資本金 及び資本準備金	増加する資本金の額 39,314,861,376円（1株につき224円） 増加する資本準備金の額 39,314,861,376円（1株につき224円）
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、割当予定先に全てのA種種類株式を割り当てます。
(7) そ の 他	詳細は第1号議案をご参照ください。 A種種類株式の剰余金の配当及び残余財産の分配については、普通株式と同順位であり、定められた取得比率（調整事由が生じない限り1：1を予定）を乗じた額とされています。 A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。 A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。かかる取得請求権については、A種種類株式の発行要項においては、A種種類株式の発行日以降いつでも行使できることとされておりますが、本株式引受契約の規定により、割当予定先はA種種類株式の発行日から本経営統合の効力発生日までの間、普通株式を対価とする取得請求権を行使しないものとされています。 本株式引受契約において、本第三者割当増資の実施につきましては、本経営統合が実行されることが確実であると合理的に見込まれること及び金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、本議案に係る承認が得られること、第1号議案に係る定款変更が完了していること等が条件となっております。そのため、当該条件が充足されない場合、本第三者割当増資の一部又は全部が行われない可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、三菱ふそうと力を合わせ、日本の商用車メーカーの競争力を磨くことで、日本・アジアの自動車産業の基盤を守り、社会やステークホルダーに対して、意義深く永続的な貢献をしていくため、本経営統合の実行を予定しております。本経営統合については、2023年5月に基本合意書の締結を発表して以来、当社及び三菱ふそう両社統合の持株会社（以下「本統合会社」といいます。）が顧客、株主、従業員、社会にもたらす潜在的なシナジー効果について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、統合の筋道が健全であることを確認したため、2026年4月1日を統合予定日として本経営統合の完了を目指しております。

本経営統合により、当社とトヨタとの親子関係が消滅することとなるため、親子関係を前提にトヨタのグループファイナンスにより借り入れていた当社のトヨタからの借入金約2,500億円（金額は2025年5月31日時点の残高。以下「本借入金」といいます。）について制度利用終了に伴い清算する必要が生じます。本経営統合に際し本第三者割当増資を行い、その手取金を本借入金の弁済のための資金として充当することにより、トヨタに対する借入金債務を減少させることに伴う当社の資本の強化及び自己資本比率の改善等の財務状況の改善が可能となり、当該弁済相当額について外部からの新たな借入枠が増加することにもつながりうると考えております。

加えて、本経営統合においては、本統合会社のトヨタ及びダイムラートラック社（以下「ダイムラートラック」

といひます。)の持分比率が、本経営統合後において同割合となることが合意されており、これを達成するため一定の持分比率調整を行う必要があります。そのため、上記調整の一部として、本経営統合の効力発生日の直前にトヨタに当社株式を本第三者割当増資により割り当てることで、本経営統合の一環として行う株式交換（本統合会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換）の対象に当該割当株式を含めることにより本経営統合直後におけるトヨタの本統合会社の持分比率を増加させることを予定しております。なお、トヨタ及びダイムラートラックは、本経営統合後の本統合会社の両者の持分比率が同じ割合となるよう、両者で別途合意する持分の調整（ダイムラートラックからトヨタに対する三菱ふそう株式の一部譲渡）を行うほか、本経営統合の効力発生日後一定期間内に、本統合会社の両者の持分比率が発行済株式総数の25%ずつ（議決権比率については、トヨタが19.9%、ダイムラートラックが26.7%）となるよう、本経営統合の効力発生と同時に又は直後、あるいはそれ以降でトヨタ及びダイムラートラックが別途合意するいずれかの時期に、トヨタ及びダイムラートラックが別途合意する方法（例えば本統合会社の株式の売出し）により本統合会社の持分比率を減少させる予定です。また、本経営統合によりトヨタは当社の親会社ではなくなる一方で、トヨタが日本において小型トラック事業を営んでいることを踏まえ、本統合会社の独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、本統合会社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることが適切と判断いたしました。したがって、本第三者割当増資において、普通株式に加えて無議決権種類株式であるA種種類株式を発行し、当該A種種類株式を用いることで、本統合会社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることを予定しております。

以上を踏まえ、当社は、本第三者割当増資が、本経営統合の円滑な実行に資するものであり、ひいては当社の企業価値及び株主価値向上に寄与するものと判断して、本第三者割当増資を行うことといたしました。

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本第三者割当増資（普通株式分）

本第三者割当増資（普通株式分）の払込金額は、発行価額決定日の直前営業日までの3ヶ月間（2025年3月10日から2025年6月9日）の終値の単純平均値（単位未満切り上げ）と同額としております。これは、足元の不安定な株価状況を踏まえ、特定の一時点を基準にするより、一定の平均株価という平準化された値を採用する方が、米国の関税政策等の一時的な株価変動等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。また、1ヶ月間の平均という期間では、その間の株式市場の不安定さや2025年5月になされた本経営統合に関する憶測報道等の理由による短期的相場変動の影響を強く受ける可能性があるとして判断いたしました。一方、6ヶ月間の平均という期間では、当社は2025年3月期決算発表を2025年4月24日に行っており、決算発表前の長期間の株価が織り込まれていることから、3ヶ月平均を採用する方が当社の発行価額決定日時点の企業価値をより適切に反映しうると判断いたしました。なお、当該払込金額は、発行価額決定日の直前営業日の終値に対し0.36%のディスカウント、発行価額決定日の直前営業日までの1ヶ月間（2025年5月12日から2025年6月9日）の終値平均値465円（単位未満切り上げ）に対し3.66%のディスカウント、発行価額決定日の直前営業日までの6ヶ月間（2024年12月10日から2025年6月9日）の終値平均値477円（単位未満切り上げ）に対し6.08%のディスカウントとなっております。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることを原則としつつ、直前取引日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前取引日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるとされているところ、本第三者割当増資

(普通株式分)の払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役4名(うち社外監査役2名)全員からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

しかしながら、本第三者割当増資(普通株式分)は、本経営統合の一環として行われるものであり払込時期は2026年3月27日から2026年9月26日までを予定しているため、払込時期までに当社普通株式の市場株価が大きく変動する可能性があります。そのため、その間の株価変動次第では、発行価額決定日の直前営業日までの3ヶ月間の終値の単純平均値の株価と同額である本第三者割当増資(普通株式分)の払込金額と、払込時期の市場株価との乖離が大きくなる可能性があります。このため、上記のとおり本第三者割当増資(普通株式分)の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しておりますが、慎重を期して株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、株主総会の特別決議による承認を条件として本第三者割当増資(普通株式分)を実施することにいたしました。

②本第三者割当増資(種類株式分)

当社は、A種種類株式の価値に影響を与える一定の前提を考慮し、上述した本第三者割当増資を行う目的、資金使途等を総合的に勘案の上、割当予定先との間で最大限の交渉を重ねた結果、1株当たり448円と決定いたしました。かかる払込金額については、本経営統合の実行による親子関係の消滅に伴い当社の割当予定先に対する当該借入金債務を減少させるため、及び、それによる当社の資本の強化及び自己資本比率の改善等の財務状況の改善によって本経営統合を円滑に進められること、並びにA種種類株式の内容に係る経済的条件に関する割当予定先との協議状況等を総合的に勘案し、A種種類株式の払込金額には合理性があり、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。なお、A種種類株式には優先配当の定めはなく、普通株式を対価とする取得請求権に係る取得比率は調整事由が生じない限り1:1を予定しており、議決権を有しない点を除き当社普通株式とその内容及び経済的価値に実質的な差はないことから、A種種類株式の払込金額は、本第三者割当増資(普通株式分)における払込金額と同額とすることが合理的であると考えております。

また、当社監査役4名(うち社外監査役2名)全員からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

しかしながら、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ることや、払込時期までにA種種類株式の価値算定において参考としている当社普通株式の市場株価が大きく変動する可能性があることから、その払込金額(1株当たり448円)が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、株主総会の特別決議による承認を条件として本第三者割当増資(種類株式分)を実施することにいたしました。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される株式数は446,428,572株(普通株式270,915,798株、A種種類株式175,512,774株)、議決権数は2,709,157個であり、普通株式の希薄化率(2025年9月30日現在における当社の発行済株式総数である574,580,850株(総議決権数5,737,678個)を分母とします。)は47.15%(議決権における割合は、総議決権数の47.22%(小数点以下第3位四捨五入))に相当します。なお、A種

種類株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、この取得請求権が行使された場合、普通株式175,512,774株が交付され、その議決権数は1,755,127個となります。現時点で当該取得請求権が行使されたと仮定した場合、これにより交付する普通株式及び本第三者割当増資（普通株式分）により発行される普通株式を合算した普通株式数は446,428,572株、議決権数は4,464,285個であり、2025年9月30日現在における当社の発行済株式総数574,580,850株に対して77.70%（総議決権数5,737,678個に対して77.81%（小数点以下第3位四捨五入））となり、本第三者割当増資により大規模な株式の希薄化が生じる予定です。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じる予定であるものの、本第三者割当増資が、本経営統合の円滑な実行に資するものであり、ひいては当社の企業価値及び株主価値向上に寄与するものと判断しており、上述した本第三者割当増資を行う目的、資金使途に照らすと、本普通株式及び本種類株式の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4. 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、本第三者割当増資は、本経営統合の一環として、本経営統合の実行による親子関係の消滅に伴い当社の割当予定先に対する当該借入金債務を減少させること、それによる当社の資本の強化及び自己資本比率の改善等の財務状況の改善によって本経営統合を円滑に進めること、及び本経営統合後の割当予定先の本統合会社の議決権比率を調整するために無議決権種類株式を利用することを目的として行うものであり、割当予定先をトヨタとして選定しております。

*ARCHION(アーチオン)株式会社に商号変更予定

当社は、2025年6月10日開催の取締役会において、本経営統合について経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結することを決議し、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックの4社で本経営統合契約を同日付で締結いたしました。また、当社は、2025年10月20日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、AIB株式会社（以下「本統合会社」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結することを決議し、本株式交換契約を同日付で締結いたしました。なお、本統合会社は、今後その商号をAIB株式会社からARCHION（アーチオン）株式会社に変更予定です。

つきましては、本株式交換契約についてご承認をお願いするものであります。本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容その他本議案に関する事項は以下のとおりです。

1. 株式交換を行う理由

(1) 本経営統合の目的・意義

当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックの4社の企業理念に共通するのは、「移動を通じて、豊かな社会に貢献したい」という想いです。これからも私たちが世の中で必要な存在であり続けるために、地球環境に優しいクルマを普及させ、社会システムの中で移動の価値を高めていきたいと考えております。

人やモノの移動を通じて、暮らしを支えている商用車は、「社会インフラ」ともいえる重要なモビリティです。商用車を通じた豊かなモビリティ社会を実現するためには、カーボンニュートラルや物流の効率化など、直面している課題を解決していかなければなりません。それには多大な投資がかかります。商用車は乗用車に比べて台数も少なく、日本市場で商用車メーカー各社が単独で対応するのは大変難しい状況です。当社を含む日本・アジアにおける自動車産業や雇用を守るためには、開発・生産など事業効率を高め、競争力を強化しなければなりません。

当社と三菱ふそうが力を合わせ、日本の商用車メーカーの競争力を磨くことで、日本・アジアの自動車産業の基盤を守り、社会やステークホルダーに対して、意義深く永続的な貢献をしてまいります。

2023年5月30日に、当社、三菱ふそう、当社の親会社であるトヨタ及び三菱ふそうの親会社であるダイムラートラックの4社で、本経営統合について、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）の締結を発表して以来、当社及び三菱ふそう両社統合の持株会社である本統合会社が顧客、株主、従業員、社会にもたらす潜在的なシナジー効果について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、統合の筋道が健全であることを確認したため、2026年4月1日を統合予定日として本経営統合の完了を目指します。

<協業内容>

- 当社と三菱ふそうは対等な立場で統合し、商用車の開発、調達、生産の分野で協力
- ダイムラートラックとトヨタは、本統合会社（上場）の株式をそれぞれ25%保有することを目指す
- 本統合会社は当社と三菱ふそうの株式を100%保有する予定

本統合会社の社名「ARCHION」は、英語で弓型の構造物を意味する「ARCH」と、遠い過去から未来まで続く様子を意味する英語の「EON(ION)」を融合させた言葉です。会社とステークホルダー、そして三菱ふそうと当社をつなぐ絆を、また、輸送の未来を創造し、より良い暮らしを次世代に受け継いでいく志を表しています。

「商用車の未来をともに作る」という目標のもと、ダイムラートラック、三菱ふそう、当社、トヨタの4社に共通する、「モビリティを通じて豊かな社会に貢献する」という想いをARCHIONは体現していきます。ARCHIONグループ（持株会社であるARCHIONと事業会社である当社と三菱ふそう）として、統合を通じて事業効率を高め競争力を磨きつつ、地球環境に優しく安全なクルマを普及させることで、社会における移動の価値を高めていくことを目指します。

ARCHIONグループは、上記の実現に向けて、以下、本経営統合によるシナジー創出のための主要戦略を発表します。

■ お互いの強みを掛け合わせる「統合プラットフォーム戦略」

当社及び三菱ふそうの競争力を高める主要戦略として、「統合プラットフォーム戦略」を推進します。大型、中型、小型トラックのプラットフォームを統合し、両社の強みを活かして製品の競争力を引き上げるとともに、コスト効率性を高め、より良い商品をタイムリーに市場投入できる体制を実現します。加えて、「日野」と「ふそう」の両ブランドの車両をお互いに活用することで、より充実した製品ポートフォリオをお客様に提供していきます。

■ スケールメリットを活かした競争力・効率性の向上

統合プラットフォーム戦略を支える開発、調達、生産・物流などの機能の統合・効率化にも積極的に取り組み、事業効率を大きく高めていきます。開発機能の統合を通じて、重複投資の削減を図るとともに、リソースの最適配置及び有効活用を進めることで、製品プラットフォームの統合をタイムリーに実現し、将来のイノベーションを支える基盤を構築します。

調達においては、購買機能を統合し購買ボリュームを集約することで直接・間接調達の幅広いカテゴリーにおいて大幅なコスト削減を図るとともに、製品統合によるスケールメリットを活かしたさらなる効率化にも取り組みます。

さらに、生産拠点・物流ネットワークを最適化することで、コスト・品質・リードタイムを改善するとともに、統合プラットフォーム戦略の実現を推進します。2028年末までに、現在5か所ある国内のトラック生産拠点を川崎製作所（神奈川県川崎市）・古河工場（茨城県古河市）・新田工場（群馬県太田市）の3か所に集約します（注）。

間接機能においても、機能集約化・重複領域の最適化を進め、コスト効率化と業務の卓越性を両立させます。

（注）当社の羽村工場は、2025年6月10日付「羽村工場のトヨタ自動車株式会社への移管に関する契約締結のお知らせ」のとおりトヨタへ移管します。三菱ふそうの中津工場の生産は川崎製作所へ集約します。

■ CASE技術を通じた持続可能な社会への貢献

統合・効率化を通じて生み出したリソースを、特に既存技術の進化とCASE技術開発の加速に向けた投資へと振り向け、お客様・社会の期待に応えつつさらなる事業成長を実現していきます。

トヨタ、ダイムラートラックを含めた4社の技術資本とスケールメリットを生かし、電動車の各セグメントで市場をリードする製品を開発していきます。特に水素領域に関しては、ダイムラートラックとトヨタの協業により両社の強みを合わせることで、世界トップレベルの燃料電池システムを開発し、普及を図ってまいります。また、自動運転領域においても開発を加速させていきます。コネクテッド領域では、車両データの効果的な活用により、より高いお客様への価値を提供するソリューションの強化につなげていきます。

当社と三菱ふそうは、上記のシナジーを基盤としつつ、両ブランドは市場で切磋琢磨し合うことでも互いの価値を高め、ARCHIONグループは、お客様に対してより良い商品を提供し、幅広いステークホルダーに対して持続的な貢献を続けていきます。

■ 本統合会社の経営陣に関して

ARCHIONグループは、グループ全体の将来の技術ロードマップの策定及び、研究開発や製品プラットフォームによる技術的シナジーの実現を目的として、本統合会社に最高技術責任者（CTO）のポジションを設立することを決定しました。

当ポジションは、当社の代表取締役社長を務める小木曽聡が就任予定であり、同時に取締役執行役員に指名されました。

さらに、透明性、業績、資本配分に関する財務体制を構築するため、三菱ふそうの代表取締役兼最高財務責任者（CFO）であるヘタル・ラリギが、CFO及び代表取締役に指名されました。

これらの人事は、2026年4月1日の事業開始を予定日として発効する予定であり、必要な承認及び取引の適時な完了を前提としています。それまでは、両氏とも現在の役職を継続します。

また、住友理工株式会社の社外取締役である伊勢清貴、及びダイムラートラックの副社長兼コーポレート・ディベロップメント部門責任者であるクリスチャン・ヘルマンが、取締役（非常勤）に指名されました。これらの人事も、2026年4月1日の事業開始を予定日として発効する予定です。

（2）本経営統合の要旨

ア 本経営統合の方式

本経営統合契約において、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックは、本経営統合の方式について、大要以下のとおり合意しております。なお、本経営統合の方式については、下記の参考図もご参照ください。

- （i）当社が、完全子会社となる本統合会社を設立する（注1）。
- （ii）当社は、トヨタに対して、本第三者割当増資を行う。本第三者割当増資は、その手取金を当社の親会社であるトヨタからの借入金の弁済のための資金として充当し、トヨタに対する借入金債務を減少させることに伴う当社の資本の強化及び自己資本比率の改善等の財務状況の改善によって本経営統合を円滑に進めること、また、本経営統合後のトヨタの本統合会社の議決権比率を19.9%（注2）に調整するために無議決権種類株式を利用することを目的としており、詳細は、第2号議案をご参照ください。
- （iii）トヨタ及びダイムラートラックは、本経営統合後の本統合会社の両者の持分比率が同割合となるよう、両者で別途合意する持分の調整（ダイムラートラックからトヨタに対する三菱ふそう株式の一部譲渡）を行う。
- （iv）本株式交換を行う。本株式交換により、当社は本統合会社の完全子会社になるとともに、当社株主は本統合会社の株式を取得する。
- （v）本統合会社を株式交付親会社、三菱ふそうを株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行う。本株式交付により、本統合会社が三菱ふそうの全株主から保有する全ての三菱ふそうの普通株式を譲り受けることによって、三菱ふそうは本統合会社の完全子会社になるとともに、三菱ふそうの株主は本統合会社の株式を取得する。

- (vi) 本統合会社は、自己株式取得又は現物配当等の方法で、当社が保有する全ての本統合会社の株式を取得及び消却する。
- (vii) 本統合会社の普通株式について東京証券取引所プライム市場に上場させる。
- (viii) トヨタ及びダイムラートラックは、本統合会社の普通株式の流通株式比率を高めるため、本経営統合後一定期間内に、本統合会社の両者の持分比率が発行済株式総数の25%ずつ（議決権比率については、トヨタが19.9%（注2）、ダイムラートラックが26.7%）となるよう、本経営統合の効力発生と同時に又は直後、あるいはそれ以降でトヨタ及びダイムラートラックが別途合意するいずれかの時期に、トヨタ及びダイムラートラックが別途合意する方法（例えば本統合会社の株式の売出し）により本統合会社の持分比率を減少させる（以下「本持分比率調整取引」といいます。）。
- （注1） 本経営統合のための準備会社（AIB株式会社）を既に設立済みです。なお、AIB株式会社は、今後その商号をARCHION（アーチオン）株式会社に変更予定です。
- （注2） 本経営統合によりトヨタが当社の親会社ではなくなる一方で、トヨタが日本において小型トラック事業を営んでいることを踏まえ、本統合会社の独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、本統合会社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることが適切と判断いたしました。

(i) 現状

```
graph TD; Toyota[トヨタ] --- Company[当社]; MinorityShareholders[少数株主] --- Company; DaihatsuTruck[ダイムラートラック] --- MitsubishiFuso[三菱ふそう]; DaihatsuTruckShareholders[ダイムラートラック以外の三菱ふそう株主] --- MitsubishiFuso; Company --- ParentCompany[本統合会社];
```

トヨタ

少数株主

普通株式及び
無議決権種類株式
の発行

当社

本第三者割当増資に
係る現金払込
(借入金債務の一部に充当)


```
graph TD; A[少数株主] --> C[当社]; B[トヨタ] --> C; D[ダイムラートラック] --> E[三菱ふそう]; F[ダイムラートラック以外の三菱ふそう株主] --> E; C --> G[本統合会社]; C --> E;
```



```
graph TD; A[少数株主] --> B[本統合会社]; C[トヨタ] --> B; C --> D[三菱ふそう]; E[ダイムラートラック] --> D; F[ダイムラートラック以外の三菱ふそう株主] --> D;
```

```
graph TD; Toyota[トヨタ] --> Honcho[本統合会社]; DaimlerTruck[ダイムラートラック] --> Honcho; DaimlerTruckOther[Mitsubishi Fuso Truck Co., Ltd. (三菱ふそうトラック車体事業)] --> Honcho; Minority[少数株主] --> Honcho; Honcho --> OurCo[当社]; Honcho --> MitsubishiFuso[Mitsubishi Fuso Group (三菱ふそうグループ)];
```

```

graph TD
    A[トヨタ] --> D[本統合会社]
    B[ダイムラー  
トラック] --> D
    C["ダイムラー  
トラック  
以外の三  
菱  
ふ  
そ  
う  
株  
主"] --> D
    E[少数株主] --> D
    D --> F[当社]
    D --> G[三菱ふそう]

```

イ 本経営統合の日程

本経営統合の日程に関しては、以下のとおりです。なお、本株式交付に係る三菱ふそうの株式の譲渡の申込みの期日及び本経営統合の効力発生日は、本招集ご通知作成時点における想定であり、本経営統合に関する競争法その他法令上必要なクリアランス・許認可等の取得手続の進捗、当社のエンジンの排出ガス及び燃費を含む認証に関する問題（以下「エンジン認証問題」といいます。）についての当局調査及び訴訟等の状況、本経営統合契約において定める本経営統合の前提条件（本第三者割当増資の実施及び当社による一定の制裁対象国からの事業撤退を含みます。）の充足状況その他の理由により今後変更される可能性があります。

本基本合意書の締結	2023年 5月30日
本経営統合契約の締結に係る当社取締役会決議	2025年 6月10日
本経営統合契約の締結	2025年 6月10日
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会の基準日公告日	2025年 9月11日
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会の基準日	2025年 9月30日
本株式交換契約の締結	2025年10月20日
本株式交付に係る株式交付計画（以下「本株式交付計画」といいます。）の作成	2025年11月 4日
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会	2025年11月28日
本株式交換契約の承認に係る本統合会社株主総会	2025年11月 4日
本株式交付計画の承認に係る本統合会社株主総会	2025年11月 4日
本株式交付に係る三菱ふそうの株式の譲渡の申込みの期日	2026年 3月17日（予定）
本経営統合の効力発生日（本株式交換及び本株式交付の効力発生日）	2026年 4月 1日（予定）

ウ 本株式交換における交換比率及び本株式交付における交付比率

本株式交換に当たっては、当社の普通株式1株に対して、本統合会社の普通株式1株を、当社のA種種類株式（本第三者割当増資により発行予定）1株に対して、本統合会社のA種種類株式1株を、それぞれ割当交付する予定です。詳細は下記「3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要」の「(1) 交換対価の相当性に関する事項」の「ア 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「(イ) 本株式交換に係る割当ての内容」をご参照ください。

また、本株式交付に当たって、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックは、2024年12月31日時点（以下「株式交付比率基準日」といいます。）の当社及び三菱ふそうの株式価値の比率（当社の株式価値を1とした場合の三菱ふそうの株式価値の比率をいい、以下「株式価値比率」といいます。）を1.00：1.70とすること、及び当該株式価値比率をもとに、本株式交付においては三菱ふそうの普通株式1株に対して、本統合会社の普通株式310株を割当交付することに合意しております（かかる株式交付比率を、以下「本株式交付比率」といいます。なお、本株式交付比率は本第三者割当増資に係る発行予定株式数を考慮して合意されています。）。当社は、2022年3月4日付「エンジン認証に関する当社の不正行為について」の公表以降、エンジン認証問題について従前から開示をしておりますが（当社ウェブサイト「当社認証不正に関するお客様へのお知らせ、公表情報一覧」(https://www.hino.co.jp/corp/news/2023/ninshohusei_tokusetsu.html)に掲載の一連の公表文及び2025年6月24日付第113期有価証券報告書等をご参照ください。）、エンジン

認証問題に係るリスクについては、三菱ふそうの株主は負担すべきではないとの基本的な考え方から、株式交付比率のベースとなる当社の株式価値には、2025年3月期中間連結財務諸表に計上した北米向けエンジンの認証問題に係る引当金を含め、株式交付比率基準日時点で引当金その他の負債として計上しているエンジン認証問題に係る債務の額が反映されております。

エ エンジン認証問題に関する特別補償

通常の表明保証違反等に基づく補償に加え、株式交付比率基準日以降に、株式交付比率基準日時点で引当金その他の負債として計上していないエンジン認証問題に起因する潜在債務が顕在化し、これにより本統合会社、当社、三菱ふそう、又はダイムラートラック及びその他の本経営統合契約に参加することを内容とする契約を締結し本統合会社の株主になる三菱ふそうの株主（ダイムラートラックを含み、以下「三菱ふそう補償対象株主」といいます。）が損失を被った場合、本統合会社及び当社は、三菱ふそう補償対象株主に対して、その損失につき（損失の一部が株式交付比率基準日時点で引当金として計上されている場合は当該引当金を超える金額の限度で）一定の金銭補償義務を負います。補償対象となる損失には、本統合会社、当社又は三菱ふそうに生じた損失による三菱ふそう補償対象株主が保有する本統合会社株式の価値の毀損（特別補償による補償金の支払による毀損を含みます。）、及び三菱ふそう補償対象株主が補償金を受領したことにより三菱ふそう補償対象株主が被る税負担が含まれます（ただし、株式交付比率基準日から本経営統合の効力発生日の間にエンジン認証問題に起因して引き当て、負担し又は支払った潜在債務であって、株式交付比率基準日時点で引当金その他の負債として計上していないものについては、その累積額が300億円を超えない部分は当該税負担に係る補償の対象外となります。）。当該損失について、各三菱ふそう補償対象株主は、補償請求時点における本統合会社の各持分比率に応じて（ただし、株式交付比率基準日から本経営統合の効力発生日の間に引き当て、負担し又は支払ったエンジン認証問題に起因する潜在債務であって、株式交付比率基準日時点で引当金その他の負債として計上していないもののうちその累積額が300億円を超えない部分については、本持分比率調整取引が完了したと仮定した場合の完了時点における本統合会社の各持分比率に応じて、また、三菱ふそう補償対象株主がエンジン認証問題に起因する損失を直接負担することとなった場合には三菱ふそう補償対象株主についてはその全額について）補償請求権を有します。この特別補償の請求期間は、本経営統合の効力発生日後15年間です。

オ 本経営統合の成否及び条件等に関するリスク

従前に開示しましたとおり（当社ウェブサイト「当社認証不正に関するお客様へのお知らせ、公表情報一覧」(https://www.hino.co.jp/corp/news/2023/ninshohusei_tokusetsu.html)に掲載の一連の公表文及び2025年6月24日付第113期有価証券報告書等をご参照ください。）、当社の米国市場向け2010年モデルから2019年モデルのエンジン認証に関する法令違反の疑いについて、米国司法省及び他の米国当局による調査が行われておりましたが、2025年1月16日に開示しましたとおり、当社は、同日、米国司法省との間で刑事和解 (plea agreement) の合意、米国連邦当局及びカリフォルニア州当局との間で民事和解 (consent decree) の合意に至りました。これらの合意は、裁判所の承認を経て、発効しています。また、当社及び当社の子会社に対し、2004年から2021年に米国で販売された車両に関する損害の賠償を求める集団訴訟が、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所で提起されました。2023年10月25日に開示しましたとおり、当社及び当社の子会社は、同日、2010年から2019年モデルのエンジンを搭載して米国内で販売・賃貸されたオンロード車両を購入した者又は賃借した者との間で、総額237.5百万米ドルの和解契約を締結しました。この和解契約は、2024年4月1日に裁判所の最終承認を受けております。カナダにおいても、当社及び

当社の子会社に対する2件の集団訴訟が提起されておりましたが、当社及び当社の子会社は、2024年11月13日に、2010年から2019年モデルのエンジンを搭載してカナダ国内で販売・賃貸されたオンロード車両を購入した者又は賃貸した者との間で、総額55百万カナダドルの和解契約を締結いたしました。この和解契約は、2025年5月6日にブリティッシュコロンビア州上級裁判所で、2025年6月2日にケベック州上級裁判所でそれぞれ承認を受けて確定しております。また、オーストラリアにおいても、当社及び当社の子会社に対する2件の集団訴訟が提起されておりましたが、当社及び当社の子会社は、2025年2月14日に、2003年1月1日から2022年8月22日までの期間に製造された当社のディーゼルエンジンを搭載したオンロード車両を、2023年4月17日までにオーストラリアで購入、リース、又はその他の方法で取得した者との間で、総額87百万豪ドルの和解契約を締結いたしました。この和解契約は2025年7月18日に裁判所の最終承認を受けて確定しております。さらに、2025年3月31日に開示しましたとおり、ニュージーランドにおいても、当社に対する集団訴訟が提起されており、今後も米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、その他の法域においてこれらと同様の訴訟を提起される可能性があります。

これらに関連して当社に生じる金銭的負担について、当社は、2025年3月期に、米国当局との認証問題に関する和解に伴う費用並びにカナダ訴訟及びオーストラリア訴訟の和解金について、認証関連損失として特別損失を計上いたしました。なお、米国以外の国における認証問題に関連して負担する可能性のある費用や、カナダ及びオーストラリア以外の訴訟に関する和解金等は上記で計上した損失には含まれておりません。上記の当局調査の結果科される罰金などの行政、刑事手続上の制裁に加え、損害賠償や市場措置などにより当社の経営、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に対し、重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当該金銭負担の金額規模及びそれが判明するタイミング次第では、①本経営統合契約の実行に関する前提条件を充足せず、その結果、本経営統合の実施に至らないおそれ、並びに②本経営統合契約の規定に基づき、本統合会社及び当社が三菱ふそう補償対象株主に対して特別補償の責任を負うおそれがあり、本経営統合の成否及び条件等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、最終的に競争法その他法令上必要なクリアランス・許認可等が取得できないことや本経営統合契約において定める本経営統合の前提条件（本第三者割当増資の実施及び当社による一定の制裁対象国からの事業撤退を含みます。）を充足できないことにより、本経営統合の実施に至らない可能性があります。

加えて、当社又は三菱ふそうの本経営統合の効力発生日前日における連結ベースでの純有利子負債等又は正味運転資本が、本経営統合契約で予め合意された予想値を一定の閾値を超えて上回り又は下回った場合、当該予想値からの乖離額について、当社に乖離が生じた場合には本統合会社及び当社からダイムラートラックに対して、三菱ふそうに乖離が生じた場合にはダイムラートラックから三菱ふそうに対して、それぞれ一定の金銭支払義務を負います（なお、本統合会社及び当社からダイムラートラックに対して金銭支払義務を負う場合、当該金銭支払によるダイムラートラックが保有する本統合会社株式の価値の毀損分も支払義務の対象となります。）。

カ 本経営統合後の株式の上場に関する事項

本日現在、当社の普通株式は東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場に上場されております。本経営統合の実施に際してテクニカル上場を申請し、本統合会社の普通株式は、本経営統合の効力発生日において東京証券取引所プライム市場に上場されることを想定しております（名古屋証券取引所プレミアム市場へのテクニカル上場申請は行わない予定です。）。なお、本経営統合により当社は本統合会社の完全子会社になるため、当社の普通株式は上場廃止となる予定ですが、本経営統合により当社の株主には本統合会社の株式が交付される予定です。

また、本経営統合は非上場会社である三菱ふそうとの間で行われるため、本統合会社の普通株式が東京証券取引所の上場廃止基準（プライム市場）に基づき「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。当該銘柄の指定を受けた場合においても、猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた所定の基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

なお、本統合会社の流通株式比率を高めて東京証券取引所プライム市場の上場維持基準である流通株式比率35%以上を充たすべく、トヨタ及びダイムラートラックは、本統合会社の両社の持分比率が発行済株式総数の25%ずつとなるよう、本持分比率調整取引により持分比率を減少させる方針です。

キ 本経営統合後の本統合会社の状況

	本統合会社
① 名 称	ARCHION（アーチオン）株式会社
② 所 在 地	東京都品川区
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役・最高経営責任者（CEO） カール・デッペン 代表取締役・最高財務責任者（CFO） ヘタル・ラリギ
④ 事 業 内 容	本経営統合後の当社及び三菱ふそうの事業に係る経営管理（予定）
⑤ 資 本 金	本経営統合時の資本金については、本経営統合に向けて今後決定する予定です。
⑥ 決 算 期	3月31日
⑦ 純 資 産	現時点で確定しておりません。
⑧ 総 資 産	現時点で確定しておりません。
⑨ 機 関 設 計	監査等委員会設置会社とし、取締役及び株主総会のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置する予定です。また、経営会議、任意の指名委員会及び報酬委員会等も設置する予定です。
⑩ 本 経 営 統 合 時 の 取 締 役 の 会	本経営統合時の取締役会は、ダイムラートラックが指名する取締役（監査等委員を兼任）1名、当社が指名する業務執行取締役1名、三菱ふそうが指名する業務執行取締役1名、並びに、4社が合意の上で決定する業務執行取締役1名、独立社外取締役4名（独立社外取締役のうち3名は監査等委員を兼任）及び取締役（監査等委員を兼任）1名の合計9名によって構成する予定です。 本招集ご通知作成時点で就任予定の取締役は以下のとおりです。 代表取締役・最高経営責任者（CEO） カール・デッペン 代表取締役・最高財務責任者（CFO） ヘタル・ラリギ 取締役・最高技術責任者（CTO） 小木曾 聡 取締役（非常勤） 伊勢 清貴 取締役（非常勤） クリスチャン・ヘルマン

⑪ 本経営統合後の取締役指名権等	本経営統合後、ダイムラートラックは、本統合会社の議決権の10%以上を保有する限りにおいて、本統合会社の取締役（監査等委員及び少なくとも指名委員会委員を兼任）1名を指名する権利を有します。 本経営統合後、本統合会社又はダイムラートラックは、トヨタが本統合会社の議決権の10%以上を保有する限りにおいて、随時トヨタに対して、1名の監査等委員である取締役候補者（以下「トヨタ推薦者」といいます。）の推薦又は紹介を請求することができます。本統合会社は、その裁量により、トヨタ推薦者を取締役として指名することができます。 本経営統合後、ダイムラートラックが本統合会社の議決権の10%以上を保有する限りにおいて、独立社外取締役の人数が、4社が別途合意した場合を除き、業務執行取締役及びダイムラートラックが指名する取締役及びトヨタ推薦者の合計数より2名以上下回らないようにします。
⑫ ロックアップ及び先買権	トヨタとダイムラートラックは、本経営統合の効力発生日から60ヶ月間（以下「ロックアップ期間」といいます。）については原則として本統合会社の株式（なお、本持分比率調整取引後のトヨタとダイムラートラックの持分比率は発行済株式総数の25%ずつとなる予定です。）を譲渡することはできず（本持分比率調整取引等を除きます。）、ロックアップ期間経過後については、自らの保有する本統合会社の株式を譲渡することができる旨を合意しており、一方、原則としてトヨタとダイムラートラックは当該株式の譲渡について、それぞれ相手方に対して先買権を付与する旨を合意しています。

その他の本統合会社の概要その他の本経営統合後の状況については、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックの4社において今後協議の上で決定する予定です。

2. 本株式交換契約の内容の概要

当社が本統合会社と締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

AIB株式会社（以下「甲」という。）と日野自動車株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：AIB株式会社

住所：東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号

乙（株式交換完全子会社）

商号：日野自動車株式会社

住所：東京都日野市日野台三丁目1番地1

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対して、(i)その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、所有する乙の普通株式の合計数に1を乗じた数の甲の普通株式を、(ii)その所有する乙のA種種類株式に代わる金銭等として、所有する乙のA種種類株式の合計数に1を乗じた数の甲のA種種類株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の株式の割当てについては、効力発生日の前日の最終の乙株主名簿に記載又は記録された株主に対し、(i)その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合、(ii)その所有する乙のA種種類株式1株につき、甲のA種種類株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める額とする。

第5条（効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日午前9時とする。但し、両当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、本株式交換の効力の発生は、乙とトヨタ自動車株式会社との間の2025年6月10日付株式引受契約に基づく乙の新株発行の効力の発生を停止条件とする。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受ける。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受ける。

第7条（自己株式の消却）

乙は、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において乙が有するすべての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

第8条（株式交換条件の変更等）

本契約締結後効力発生日までの間に、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要が生じた場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本株式交換を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、乙の株主総会における承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（株式交換完全親会社の上場）

甲は、効力発生日において、その発行する普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場することを予定する。

第11条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月20日

甲 東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号
AIB株式会社
代表取締役 河野昌俊 ㊞

乙 東京都日野市日野台三丁目1番地1
日野自動車株式会社
代表取締役社長 小木曾聡 ㊞

3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

ア 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

(ア) 本株式交換の方式

本統合会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、本議案の承認を受けた上で、本第三者割当増資の効力の発生を条件として行う予定です。

(イ) 本株式交換に係る割当ての内容

	本統合会社 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する株式数	本統合会社普通株式：845,069,664株(予定) 本統合会社A種種類株式：175,512,774株(予定)	

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率

本株式交換契約に基づき、当社の普通株式1株に対して、本統合会社の普通株式1株を、当社のA種種類株式(本第三者割当増資により発行予定)1株に対して、本統合会社のA種種類株式1株を、それぞれ割当交付する予定です。

2. 本株式交換により交付する株式数

本統合会社は、本株式交換により、本統合会社の普通株式845,069,664株及びA種種類株式175,512,774株を割当交付する予定です。かかる株式数は、2025年9月30日現在における当社の発行済株式総数(普通株式574,580,850株)から自己株式数(普通株式426,984株)を控除し、本第三者割当増資に係る発行予定株式数(普通株式270,915,798株、A種種類株式175,512,774株)を加えて算出した予定数です。なお、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により本統合会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)において当社が保有している自己株式(本株式交換に際して会社法第785条に基づいて行使される株式買取請求に応じて当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換により割当交付する本統合会社株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本統合会社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける当社の株主は、その保有する単元未満株式を証券取引所において売却することはできません。本統合会社の単元未満株式を保有することとなる当社の株主は、会社法第192条第1項に基づき、本統合会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

4. 1株に満たない端数の処理

該当事項はありません。

5. 本統合会社のA種種類株式の概要

本統合会社のA種種類株式は、当社が本第三者割当増資により発行するA種種類株式と同様の内容となる予定です。

6. その他

本統合会社は、2026年6月開催予定の本統合会社の定時株主総会における議決権の基準日後に本株式交換及び本株式交付により本統合会社の普通株式を取得する者に対して、本株式交換及び本株式交付の効力が生ずることを条件として、当該定時株主総会における議決権を付与することを決定しております（詳細については、2025年11月4日付で公表した適時開示文をご参照ください。）。

(ウ) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

本株式交換は、本経営統合の実施のために当社の完全子会社として設立した本統合会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社として、専ら完全親子関係を逆転させることを目的として行うものであるため、株式交換比率を1対1とすることとしております。そのため、本株式交換に係る株式交換比率については、本統合会社及び当社から独立した第三者算定機関による算定書を取得していません。

イ 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び本統合会社は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる本統合会社の普通株式及びA種種類株式を選択いたしました。

本統合会社は、当社との本株式交換により、東京証券取引所への新規上場申請手続を行い、本統合会社普通株式は、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所有価証券上場規程第2条第73号、第208条）により、本株式交換の効力発生日である2026年4月1日（予定）に東京証券取引所に上場する予定です。当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社株主の皆様へ割当て交付される本統合会社の普通株式は東京証券取引所に上場される予定であることから、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、当社の株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えられること、及び当社の株主が本統合会社の普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は、今後は本経営統合がもたらすシナジーによる本統合会社グループ全体の企業価値の向上に伴う利益を享受することが可能であると考えていること、また、本統合会社の独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、本統合会社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることが適切と判断したことから、当社の持株会社となる本統合会社の普通株式及びA種種類株式を本株式交換の対価とすることが適切と判断いたしました。

ウ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

(ア) 公正性を担保するための措置

本統合会社は当社の支配株主等には該当せず、また、本経営統合は当社と三菱ふそうの間の統合でありますが、本経営統合を推進・実行するにあたり、当社の親会社であるトヨタも関与していることから、当社において、本経営統合は支配株主との取引等に準じた扱いをするのが相当であり、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置を実施しております。

①独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び第三者算定機関からの算定書の取得

当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本経営統合に関するファイナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの助言を受けており、野村證券を第三者算定機関として、本株式交付比率に関する算定書を取得済みです（なお、上記「ア 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項」の「(ウ) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」に記載のとおり、本株式交換に係る株式交換比率については、本統合会社及び当社から独立した第三者算定機関による算定書を取得していません。）。なお、野村證券は、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックとの間で重要な利害関係を有していません。

②独立した法律事務所からの助言

当社は長島・大野・常松法律事務所を本経営統合に関するリーガル・アドバイザーとして選任し、本経営統合に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所は、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックとの間で重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 利益相反を回避するための措置

上記「(ア) 公正性を担保するための措置」のとおり、当社において、本経営統合は支配株主との取引等に準じた扱いをするのが相当であり、当社とトヨタの間で利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

①当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、本経営統合の是非を審議及び決議するに先立って、本経営統合の推進・実行に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、本経営統合の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本経営統合を推進・実行する旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、トヨタグループとの重要な取引について妥当性を判断する目的で2022年度より継続して設置されている当社の特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対して諮問を行いました。

まず、本特別委員会は、本基本合意書を締結して本経営統合を推進することに関して、(a) 本経営統合の目的には一定の正当性及び合理性があると認められ、(b) 本経営統合の条件が、妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められず、(c) 本経営統合の手続は公正なものであると認められ、また、(d) 上記 (a) 乃至 (c) を踏まえると、本基本合意書を締結し本経営統合を推進する旨の取締役会決議を行うことは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の答申書を、2023年5月29日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

本基本合意書締結後、当社は、本経営統合契約を締結して本経営統合を実行することに関して、改めて本特別委員会に対して諮問を行いました。本特別委員会は、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックとの間で利害関係を有しない社外取締役であり、かつ、独立役員である吉田元一氏、武藤光一氏、中島正博氏及び君嶋祥子氏の4名によって構成されています。当社は、本特別委員会に対し、(a) 本経営統合の目的の正当性・合理性、(b) 本経営統合の条件の妥当性、(c) 本経営統合の手続の公正性、並びに (d) 上記 (a) 乃至 (c) を前提に、本経営統合を実行することが、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討・判断し、当社取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）について、諮問いたしました。当社は2022年度に本特別委員会を設置した当初からの吉田元一氏、武藤光一氏及び中島正博氏の3名に加え、2023年6月に社外取締役に就任した君嶋祥子氏を本特別委員会の委員として選定しており（本特別委員会の委員長は吉田元一氏であります。）、その後本経営統合に関する諮問を行うに際して本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員の職務の対価には、本経営統合の公表、決定及び実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

なお、当社は、当社取締役会における本経営統合に関する意思決定については、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が、本経営統合が当社の少数株主にとって不利益であると判断した場合には、当社取締役会は本経営統合の実行を決定しないものとするを併せて決議しております。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a) 本特別委員会が独自のアドバイザーを選任することが

できるものとし、その場合の当該アドバイザーに係る合理的な費用は当社が負担するものとする権限を与えること、並びに (b) 当社は、本特別委員会に適時に交渉状況の報告を行うとともに、重要な局面で本特別委員会の意見を聴取し、本特別委員会からの要請を勘案して交渉を行うなど、本特別委員会に対し、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保することを決議しております。

本経営統合契約締結に向けた本経営統合に関する本特別委員会は2024年8月8日から2025年6月10日までに、合計19回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。また、本特別委員会は、独立性及び専門性・実績等を検討の上、本基本合意書締結の際の検討時と同様に、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、当社、三菱ふそう、トヨタ及びダイムラートラックから独立した独自のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、それぞれ選定いたしました。

その上で、本特別委員会は、当社、当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券及び当社のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本経営統合の意義、想定されるシナジー、本経営統合のスキーム、本経営統合の株式交付比率を含む本経営統合の諸条件の交渉経緯及び決定過程等についての説明を適時に受け、質疑応答等を行った上で、その合理性について検証を行っております。さらに、本特別委員会は、そのファイナンシャル・アドバイザーであるプルータス及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の助言を踏まえて、重要な局面で意見を述べ、当社に対して指示や要請を行うこと等の方法により、交渉過程に関与しております。

本特別委員会は、このような経緯のもと、上記の各説明、アドバイザーからの助言その他の検討資料を前提として、本諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、(a) 本経営統合の目的には一定の正当性及び合理性があると認められ、(b) 本経営統合の条件が、妥当性を欠くとすべき特段の事情は認められず、(c) 本経営統合の手続は公正なものであると認められ、また、(d) 上記 (a) 乃至 (c) を踏まえると、本経営統合契約を締結し、本経営統合を実行することは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の答申書を、2025年6月10日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

②当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

2025年6月10日に開催した当社の取締役会においては、長田准氏を除く当社の取締役の全員が出席し、全員一致で、本経営統合契約の締結に関する審議及び決議を行いました。なお、当社の取締役のうち、2024年12月までトヨタの執行役員であり、本招集ご通知作成時点現在トヨタ（非常勤嘱託）から当社の取締役として派遣されている長田准氏は、本経営統合に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本経営統合に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社取締役会における本経営統合契約の締結に関する審議には参加しておりません。

エ 株式交換完全親会社となる本統合会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により本統合会社の増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、本統合会社が別途定める額になります。当社は、かかる取扱いは、本統合会社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

(2) 交換対価について参考となるべき事項

ア 本統合会社の定款の定め

本統合会社の現在の定款の定めは以下をご参照ください。なお、本統合会社の普通株式は、2026年4月1日に東京証券取引所への新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、当該上場に向け、その定款を変更する予定です。

AIB株式会社
定 款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、AIB株式会社と称し、英文ではAIB, LTD.と表示する。

第2条（目 的）

当社は、次の業務を営むことをその目的とする。

1. 会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理する業務
2. 前項に付帯関連する一切の業務

第3条（本店所在地）

当社は、本店を東京都昭島市に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、10株とする。

第6条（株券の不発行）

1. 当社は、その株式に係る株券を発行しない。
2. 株主及び登録株式質権者は、当社に対し、当該株主又は登録株式質権者についての株主名簿に記載又は記録された事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

第8条（株主に株式等の割当てを受ける権利を与える場合の募集事項等の決定）

当会社は、当会社の発行する株式（処分する自己株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項、株主に対して募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び募集株式又は募集新株予約権の引受けの申込みの期日について、取締役の決定（取締役が2名以上ある場合は取締役の過半数による決定）によって定める。

第9条（株主等の届出）

1. 株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社に、氏名又は名称及び住所を届け出るものとする。
2. 前項に規定されている事項に変更があった場合も同様に届け出るものとする。

第10条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項及び第25条第1項に規定されている場合に加えて、当会社は、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を定めるために必要な場合には、取締役の決定（取締役が2名以上ある場合は取締役の過半数による決定）により、一定の日（以下、「基準日」という。）を定めて、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者（以下、総称して「基準日株主」という。）をもって、その権利を行使することができる者としてすることができる。基準日を定める場合には、当会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から3箇月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。また、当会社は、基準日を定めたときには、当該基準日の2週間前までに、当該基準日及び本項により定めた基準日株主が行使することができる権利の内容を公告しなければならない。

第3章 株主総会

第11条（株主総会）

株主総会は、法令に規定する事項及び当会社の組織、運営、管理その他当会社に関する一切の事項について決議することができる。

第12条（株主総会の招集）

1. 定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3箇月以内にこれを招集する。
2. 臨時株主総会は、必要ある場合には、いつでも、これを招集することができる。

第13条（株主総会の招集権者）

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役の過半数の決定に基づき代表取締役（代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれか）がこれを招集する。ただし、代表取締役が（代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれも）これを招集することができないときは、取締役の過半数の決定により予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第14条（株主総会の招集通知）

1. 株主総会の招集通知は、株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下、本条において同じ。）に対し会日の3日（ただし、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに発する。
2. 特定の株主総会について、株主の全員の同意があるときは、当該特定の株主総会について前項の招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。ただし、当該特定の株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りでない。
3. 第1項の招集通知には、法令に定める事項を記載又は記録し、法令の定めに従って書面又は電磁的方法により通知する。

第15条（株主総会の議長）

株主総会の議長は、代表取締役（代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれか）がこれに当たる。ただし、代表取締役が（代表取締役が2名以上ある場合はそのいずれも）議長の職務を行うことができないときは、当該株主総会で議長を選出する。

第16条（株主総会の決議要件）

法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

1. 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。
2. 前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。ただし、当該株主又は代理人は、当該書面の提出に代えて、法令の定めるところにより、当会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第18条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成して、当会社の本店に備え置く。

第4章 取締役

第19条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、1名以上とする。

第20条 (取締役の選任)

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については、累積投票を行わない。

第21条 (取締役の任期)

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。

第22条 (代表取締役)

1. 取締役は、当会社を代表する。
2. 取締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

第23条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 会計

第24条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第25条（剰余金の配当等）

1. 定時株主総会の決議により剰余金の配当を行う場合は、事業年度終了日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主（登録株式質権者を含む。）に対して行う。本項の規定による配当には利息を付さない。
2. 前項に定める場合のほか、当会社は、株主総会の決議により、剰余金の配当を行うことができる。本項の規定による配当には利息を付さない。
3. 配当金とその支払の提供の日から3年以内に株主により受領されなかった場合、当会社はその交付義務を免れる。

第6章 付 則

第26条（設立に際して発行する株式）

当会社の設立に際して発行する株式の数は1株とし、その発行価額は1株につき1円とする。

第27条（設立に際して出資される財産の価額又はその最低額）

当会社の設立に際して出資される財産の価額は金1円とする。

第28条（成立後の資本金及び資本準備金）

当会社の成立後の資本金の額は、金1円とし、資本準備金の額は、金0円とする。

第29条（設立時取締役等）

当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役：	河野 昌俊
設立時代表取締役：	河野 昌俊

第30条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2026年3月31日までとする。

第31条（設立時の本店所在地）

当会社の設立時の本店所在地は、次のとおりとする。

東京都昭島市武蔵野二丁目12番8号

第32条（発起人の住所、名称、割当てを受ける株式数及びその払込金額）

発起人の住所、名称、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は次のとおりである。

住 所：	東京都日野市日野台三丁目1番地1
名 称：	日野自動車株式会社
割当てを受ける株式数：	1株
払込金額：	金1円

イ 交換対価の換価の方法に関する事項

(ア) 交換対価を取引する市場

本統合会社の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式ですが、本株式交換の効力発生日である2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）をする予定です。本統合会社のA種種類株式は非上場株式となりますが、本統合会社の普通株式の上場後は、本統合会社の普通株式に転換した上で東京証券取引所プライム市場においてお取引いただけます。

(イ) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

上記「(ア) 交換対価を取引する市場」のとおり、本統合会社の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式ですが、本株式交換の効力発生日である2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、当該上場後は、金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。本統合会社のA種種類株式は非上場株式となりますが、本統合会社の普通株式の上場後は、本統合会社の普通株式に転換した上で金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。

(ウ) 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

本統合会社の現在の定款上、同社の普通株式を譲渡により取得するには同社の株主総会の承認を受けなければならないものとされておりますが、本統合会社の普通株式は、2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、これに先立ち、本統合会社は、その定款を変更し、当該株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。よって、本株式交換の効力発生日後においては、本統合会社の普通株式につき、譲渡その他の処分に対する制限はございません。本統合会社のA種種類株式については、本統合会社の定款上、同社のA種種類株式を譲渡により取得するには同社の取締役会の承認を受けなければならない旨が規定される予定です。

ウ 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項

本統合会社の普通株式及びA種種類株式は、現在はいずれの取引所の金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、該当する市場価格はありません。

なお、本統合会社の普通株式は、2026年4月1日に東京証券取引所プライム市場へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、上場以降は市場価格が付される予定です。上記上場後は、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報やチャート表示等により、本統合会社の普通株式の市場価格及びその推移が示されることとなります。

<https://www.jpx.co.jp>

エ 本統合会社の設立時の貸借対照表の内容

本統合会社は2025年6月2日に設立された法人であるため、現時点において決算期が到来しておりません。

設立時の貸借対照表の内容は以下のとおりです。

AIB株式会社設立時貸借対照表			
(単位: 円)			
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1	流動負債	—
現金	1		
固定資産	—	固定負債	—
		負債合計	—
		純資産の部	
		株主資本	1
		資本金	1
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		純資産	1
資産合計	1	負債・純資産合計	1

(3) 株式交換に係る新株予約権の定め の 相当性に関する事項

該当事項はありません。

(4) 計算書類等に関する事項

ア 本統合会社

(ア) 設立時の貸借対照表

本統合会社の設立時の貸借対照表の内容は上記「(2) 交換対価について参考となるべき事項」の「エ 本統合会社の設立時の貸借対照表の内容」のとおりです。

(イ) 本統合会社の設立後の重要な財産の処分等

2025年11月4日付で、株主総会の特別決議により本株式交換契約及び本株式交付計画を承認しております(詳細については、2025年10月20日付で公表した「(開示事項の経過) 当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合に係る株式交換契約の締結に関するお知らせ」、及び2025年11月4日付で公表した適時開示文をご参照ください)。

イ 当社

最終の事業年度の末日後の重要な財産の処分等

(本第三者割当増資の実施の決定)

当社は、2025年6月10日開催の取締役会において、本第三者割当増資の実施及びトヨタとの間で本株式引受契約を締結することを決議し、同日付で本株式引受契約を締結いたしました。本第三者割当増資及び本株式引受契約の詳細につきましては、第2号議案及び当社が2025年6月10日付で公表した「第三者割当による普通株式及びA種種類株式の発行に関するお知らせ」もご参照ください。

(羽村工場のトヨタへの移管)

当社は、2025年6月10日開催の取締役会において、当社の羽村工場をトヨタに移管することを決議いたしました。当該移管の詳細につきましては、当社が2025年6月10日付で公表した「羽村工場のトヨタ自動車株式会社への移管に関する契約締結のお知らせ」及び2025年8月21日付で公表した「(開示事項の経過) 羽村工場のトヨタ自動車株式会社への移管に伴う準備会社の設立(子会社の異動)のお知らせ」もご参照ください。

(本株式交換契約の締結)

当社は、2025年10月20日開催の取締役会において、本経営統合の一環として、本統合会社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記「2. 本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以上

議

案

当社とAIB株式会社*との株式交換契約承認の件

*ARCHION(アーチオン)株式会社に商号変更予定

議案の内容につきましては、臨時株主総会参考書類第3号議案「当社とAIB株式会社との株式交換契約承認の件」に記載のとおりです。

本臨時株主総会において、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社は種類株式発行会社となります。本株式交換は、その目的及び条件に照らし、普通株主の皆様にご損害を及ぼすおそれがあるものではないと判断しておりますが、慎重を期して、会社法第322条第1項第11号に基づき、本臨時株主総会と併せて、本種類株主総会を開催し、決議を行うものです。なお、第1号議案による変更後の定款の定めに従い、本種類株主総会において議決権を行使することができる普通株主は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる普通株主と同一となります。

以上

株主メモ

決 算 期	3月31日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
株式に関する手数料	单元未満株式買取手数料 無料
公 告 方 法	以下の当社ウェブサイトにて電子公告により行います。 https://www.hino.co.jp/corp/for_investors/notification.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
上 場 取 引 所	東京、名古屋各証券取引所
証 券 コ ー ド	7205

【株式に関するお手续の窓口について】

◇証券会社等の口座に記録された株式

お手続、ご照会等の内容	お問い合わせ先	
○郵送物等の発送と 返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の 配当金に関するご照会 ○株式事務に関する 一般的なお問い合わせ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 ☎ 0120-232-711 (受付時間：土・日・祝祭日等を除く 平日午前9時～午後5時：通話料無料) (郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ウェブサイト) https://www.tr.mufig.jp/daikou/ よくあるお問い合わせ (FAQ) はこちらから 
○上記以外のお手続き、 ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。	

株主総会会場 ご案内略図

開催日時

2025年11月28日(金曜日) 午前10時

(受付開始時間:午前9時)

開催場所

東京都八王子市明神町3丁目19-2

東京都立多摩産業交流センター(東京たま未来メッセ)

(会場は本社・日野工場ではございませんのでご注意ください。)



交通のご案内

■ JR中央線・横浜線・八高線

「八王子駅」北口出口から徒歩5分

■ 京王線

「京王八王子駅」3番出口から徒歩2分

本施設は公共施設のため、駐車場・駐輪場は台数に限りがありますので公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

※駐車場・駐輪場開場時間：午前8時30分



日野自動車株式会社

〒191-8660

東京都日野市日野台3丁目1番地1

電話 (042) 586-4958

<https://www.hino.co.jp/>

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

